
規 則

高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 8 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第50号

高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則（平成16年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 1 項 第 3 号 中「第17条第 1 項」を「第23条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

規 則

◎ 高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則